

こども誰でも 通園制度

令和8年4月より「こども誰でも通園制度」が始まります

●通園の内容

保護者の方の就労状況にかかわらず、保育所等にお子さんを預けることや、保育士等に育児相談ができる子育て支援制度です。住んでいる街の制度だけでなく、全国どこの施設でも利用が可能となります。

●対象となるお子さん

利用する日において、以下の1と2のすべてを満たすお子さん

- 1 生後6か月から満2歳(満3歳の誕生日の前々日まで)
- 2 保育所等の施設に在籍していない

※保育所等の施設とは、保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所
※医療的ケアが必要が必要なお子さんは、まずは島牧保育所にて個別にお話しを伺います。

●島牧村で利用できる施設・利用できる日・利用種別

島牧村で利用できる施設は、「島牧保育所」です。

利用できる日は、「金曜日」です。 ※祝日を除く。保育所の都合で利用できない場合もあります。

島牧保育所のこども誰でも通園は「定期利用(毎週決まった曜日・時間帯で定期的に利用する方法)」とし、「1歳4か月」からの受け入れとなっております。

●利用料金

お子さん1人につき1時間 300円

おやつ代(食べた時)1回の利用につき 50円

●利用料の負担軽減

利用料の負担軽減制度があります。対象となる方は以下のとおりです。

生活保護法による被保護世帯 : 0円

市町村民税非課税世帯並びに市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯 :

こども1人につき1時間 100円

その他市町村が支援が必要と認めた世帯 : こども1人につき1時間 100円

【負担軽減の申請について】

こども誰でも通園制度の認定申請の際、申請書の「負担軽減の申請」にチェックをいれてください。

市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に該当する方は、4～8月に申請される場合は前年度、9～3月に申請される場合は現年度の世帯全員の「市町村民税課税証明書」または「市町村民税納税通知書」を添付してください。

●利用可能時間

お子さん1人につき 月10時間が上限となります

利用までの流れ

※色づけしている部分は、利用を希望される保護者様が行う手続きです。

1. 利用認定の申請

- ・こども誰でも通園に係る利用の認定を受ける必要があります。
- ・インターネットで「つうえんポータル」を検索し、サイトの中の「まずは利用申請から」で「北海道 島牧郡島牧村」を選択すると「申請書作成」ページが開けます。そちらに必要事項を記入し、印刷の上、島牧保育所に提出してください。
- ・また、島牧村のホームページにも申請書の様式があります。(申請書は島牧保育所にもあります)

2. 「こども誰でも通園制度総合支援システム(つうえんポータル)」の登録(利用者アカウントの発行)

- ・島牧村で審査を行い、利用者を認定します。
- ・認定後、村が「こども誰でも通園制度総合支援システム」(以下、「つうえんポータル」)に登録し、利用者アカウントを発行します。

3. システムログイン・情報入力

- ・島牧村から利用者アカウントが発行されると、「アカウント発行のお知らせ」ルールが送信されます。メール内に記載されているURLをクリックし、「パスワードリセット申請」の画面で登録メールアドレスを入力しメール送信をしてください。「パスワードリセットのご案内」のメールが届きますので新しいパスワードの設定をお願いします。(パスワードは10文字以上かつ大文字・小文字・数字・記号から3種以上を含めたものの設定が必要です)
- ・つうえんポータルにログイン後、利用者(保護者)及びお子さまの情報を登録してください。利用前に必ずアレルギー情報等の入力をお願いします。(お子さんが安心して利用できるための情報です。かならず、入力をお願いします。)
- ・アカウント発行後、つうえんポータル内で「乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)」を確認できます。つうえんポータルにログインいただき、認定証の情報をご確認ください。(認定証は紙での交付はありません)

★おもな入力情報

保護者の方の情報	就労先の名称・就労先の電話番号・ログイン時の第2段階認証・ こどもの緊急連絡先氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス・こどもとの続柄など
お子さまの情報	アレルギーに関する情報・食事に係る情報・食事の状況 既往歴情報・むし歯有無・予防接種歴情報・かかりつけ医 健康状態・発達の状況・排泄の状況・生活リズム・好きな遊び

(注意事項)

- ・認定後に世帯の状況に変化があった場合は、認定変更の届出が必要です。
- ・認定後に保育所等への入所が決定した場合や、村外に転出した場合は、認定消滅の届出が必要です。
なお、転居先でもこども誰でも通園を利用したい時は、転居先の自治体へ改めて認定申請をおこなってください。
- ・「認定事由に該当しなくなった」「届出内容が事実と異なる」「村外に転出した」等が判明した場合、認定消滅等の届出の提出がなくても、認定を取り消すことがあります。なお、認定を取消した場合は、登録されている住所へ「乳児支援給付(こども誰でも通園制度)認定取消通知書」を発行します。

4. 利用希望施設への初回面談の予約

お子様が初めて利用する事業所の場合、初回面談を実施する必要があります。初回面談後に事業所が受入をすることで、施設の利用ができます。まずは、島牧保育所 75-6423 にお問い合わせください。

5. 初回面談の実施

保護者の方やお子様安心して利用を開始できるよう、対面での初回面談を行います。
面談時間は、おおむね 30 分～1 時間程度の予定です。

6. 利用予約

利用開始日などは、面談時に相談します。

利用予約は、保育所で入力します。(定期利用の場合、保護者様が予約の入力はできません)

7. 当日利用

1 回の利用は、9 時 00 分から 11 時 00 分までの 2 時間です。

利用当日は、8 時 50 分から登園することができます。お迎えは、11 時までに来てください。

11 時 10 分をすぎると、1 時間利用したとみなし、利用料と利用時間の消費が発生しますのでご注意ください。

キャンセルする際は、島牧村のキャンセルポリシーをご確認ください。

島牧村のこども誰でも通園制度に関するお問合せは、島牧保育所までご連絡願います。

島牧村立島牧保育所

島牧郡島牧村字豊平11番地

電話:0136-75-6423